平成２４年（フ）第１９６号
広島県福山市引野町５丁目３番15―711号、旧住所広島県福山市三吉町５丁目１番13―403号
債務者　松尾瑠美子こと　田中瑠美子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３５７号
北九州市小倉南区湯川３丁目８番24号
債務者　大石　淑子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６２１号
北九州市八幡西区穴生１丁目19番24―１号
債務者　山本恵子こと　李　　恵子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６３１号
北九州市小倉北区上到津４丁目11番30号
債務者　山下　輝子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６６４号
北九州市小倉南区上吉田１丁目９番３―302号
債務者　梨木　友寛
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６７７号
北九州市小倉南区大字木下1213番地１
債務者　中村　千穂
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６８６号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番２―808号
債務者　岩原　優子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６８８号
北九州市戸畑区浅生２丁目12番７号
債務者　松本真紀子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２１５号
広島県福山市山手町６丁目４番46号　レオパレスサンフルール109、旧住所広島県福山市山手町３丁目３番１―303号　ミレニアムアリュールマンション
債務者　大池　新吾
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第８６号
青森県平川市尾崎浅井277番地１
債務者　武田　治三
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１２６号
青森県弘前市大字川先３丁目４番地１　コーポグリーンランドＤ―１号、申立時の住所青森県南津軽郡田舎館村大字東光寺字稲田26番地
債務者　船川　裕子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第９７号
山口県下松市生野屋南１丁目４番１号
債務者　田中　智司
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１４０号
山口市富田原町４番27号　ハイツ英103、旧住所山口市三和町11番41号
債務者　縄田　徹史
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３５０号
東京都町田市成瀬2642―４　スカイガーデンＥＡＳＴ202
債務者　藤代　早苗
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３５１号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘２丁目2922―101
債務者　石川　清子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３５２号
東京都西東京市ひばりが丘北１丁目３―22　コーポひばりＡ102
債務者　折原　雅人
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３７０号
東京都大田区南六郷１丁目10―１―103
債務者　猪鹿月　健
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部